

参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程

(平成23年3月30日事務総長決定)

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 事務局文書の開示（第3条―第12条）

第3章 苦情の申出等（第13条―第15条）

第4章 雑則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の趣旨を踏まえ、参議院事務局（以下「事務局」という。）が保有する事務局文書の開示についての運用の基本を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、「事務局文書」とは、事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、事務局が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 日本国憲法施行前に作成された文書で、特別に管理しているもの
- (3) 立法及び調査に係る文書で事務総長の指定するもの

第2章 事務局文書の開示

（開示の原則）

第3条 事務局は、その保有する事務局文書の開示を求められた場合は、当該事務局文書の開示を求める者（以下「開示申出人」という。）に対し、当該

事務局文書を開示するものとする。ただし、開示につき法令又は参議院の決定（参議院における会派間の合意を含む。）に別段の定めがある事務局文書については、この限りでない。

（事務局不開示情報）

第4条 前条ただし書に規定する場合のほか、開示を求められた事務局文書に次の各号に掲げる情報（以下「事務局不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときは、同条本文の規定にかかわらず、当該事務局文書は、開示しない。

- (1) 国会における会派又は国会議員の活動に関する情報であつて、公にすることにより、これらの活動に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 参議院の立法及び調査に係る事務の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 情報公開法第5条に定める不開示情報に相当するもの

（部分開示）

第5条 開示を求められた事務局文書の一部に事務局不開示情報が記録されている場合において、当該事務局不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出人に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示を求められた事務局文書に情報公開法第5条第1号の情報に相当するもの（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当するものに含まれないものとみなして、前項の規定により開示するものとする。

（公益上の理由による開示）

第6条 開示を求められた事務局文書に事務局不開示情報（情報公開法第5条

第1号の2に掲げる情報に相当するものを除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示申出人に対し、当該事務局文書を開示することができる。

(事務局文書の存否に関する情報)

第7条 開示を求められた事務局文書が存在しているか否かを答えるだけで、事務局不開示情報を開示することとなるときは、当該事務局文書の存否を明らかにしないで、開示しないことができる。

(開示申出人による書面の提出)

第8条 開示申出人に対しては、その者の氏名又は名称及び連絡先、開示を求める事務局文書の名称等事務局文書を特定するに足りる事項を記載した書面の提出を求める。

2 開示申出人が事務局文書の特定のための情報の提供を求める場合は、参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示、不開示等の通知)

第9条 開示を求められた事務局文書の一部又は全部を開示する場合には、開示申出人に対し、その旨及び開示の実施に関し事務総長が別に定める事項を書面により通知する。

2 開示を求められた事務局文書の全部を開示しない場合(開示を求められた事務局文書を保有していない場合を含む。次項、第13条第1項並びに第14条第3項及び第4項において同じ。)には、開示申出人に対し、開示を求められた事務局文書の全部を開示しない旨を書面により通知する。

3 開示を求められた事務局文書の一部又は全部を開示しない場合にあっては、前2項の書面にその理由を簡潔に付記するものとする。

4 第1項及び第2項の規定による通知は、前条第1項の書面を受領した日から原則として30日以内に行うものとする。

(第三者からの意見聴取)

第10条 開示を求められた事務局文書に事務局及び開示申出人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合において、事務局不開示情報の存否に疑義があるときは、当該第三者に対し、開示についての意見を求めるものとする。

- 2 前項の規定により意見を求められた第三者から当該事務局文書の開示に反対する意見が提出されたにもかかわらずこれを開示するときは、開示に先立ち、当該第三者に対し、開示する旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(開示の実施)

第11条 事務局文書の開示は、文書及び図画については閲覧により、電磁的記録については、事務局が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次項において同じ。）により用紙に出力したものの閲覧又は事務局が保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴により行う。ただし、文書又は図画の閲覧の方法による場合において、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。

- 2 実費を勘案して事務総長が別に定める額の手数料を納めて前項の規定により開示される事務局文書（電磁的記録については、事務局が保有する処理装置及びプログラムにより用紙に出力したものに限る。）の写しの交付を申し出た者には、当該写しを交付するものとする。
- 3 事務局文書の開示を受ける者に対しては、その求める開示の実施方法その他事務総長が別に定める事項を記載した書面の提出を求める。
- 4 事務局文書の開示は、事務局文書の一部又は全部を開示する旨の通知を發した日から少なくとも30日以内に開始することができるようにするものとする。ただし、開示の準備により事務に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(事務局文書の開示に係る受付)

第12条 事務局文書の開示に係る受付事務は、庶務部文書課において行う。

第3章 苦情の申出等

(苦情申出人による書面の提出)

第13条 開示を求められた事務局文書の一部又は全部を開示しないことについて、開示申出人から事務局に苦情の申出がされた場合には、当該申出をした者（以下「苦情申出人」という。）に対し、その者の氏名又は名称及び連

絡先、当該事務局文書の名称等、苦情の具体的な内容その他事務総長が別に定める事項を記載した書面の提出を求める。

2 苦情の申出に係る受付事務は、庶務部文書課において行う。

(苦情の申出に対する措置)

第14条 苦情申出人から事務局に前条第1項の書面が提出された場合には、事務総長は、参議院事務局情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して次項から第5項までに定めるところにより苦情申出人からの苦情に対応するものとする。

2 事務総長は、苦情の申出に係る事務局文書（既に開示することとされた部分を除く。以下この条において同じ。）の一部又は全部を開示する場合には、苦情申出人に対し、その旨及び開示の実施に関し事務総長が別に定める事項を書面により通知する。

3 事務総長は、苦情の申出に係る事務局文書の全部を開示しない場合には、苦情申出人に対し、その旨を書面により通知する。

4 苦情の申出に係る事務局文書の一部又は全部を開示しない場合にあっては、前2項の書面にその理由を簡潔に付記するものとする。

5 第2項及び第3項の規定による通知は、前条第1項の書面を受領した日から原則として40日以内に行うものとする。

(苦情の申出に対する措置の例外)

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、開示を求められた事務局文書の一部又は全部を開示しない旨の通知を発した日の翌日から起算して3月以内に苦情申出人から事務局に第13条第1項の書面が提出されなかった場合には、事務総長は、前条第1項の措置をとらないものとする。ただし、当該期間内に苦情申出人が当該書面を提出しなかったことについて正当な理由があると認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、事務総長は、当該苦情申出人に対し、前条第1項の措置をとらない旨を書面により通知する。

第4章 雑則

(実施状況の議長への報告及び公表)

第16条 事務総長は、毎年1回、この規程に基づく事務局文書の開示の実施

状況を議長に報告するとともに、公表するものとする。

(細目)

第17条 この規程の実施に関する細目は、事務総長が別に定める。

附 則 (平23・3・30)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平25・2・12)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程(以下この項において「新規程」という。)第15条第1項の規定は、この規程の施行の日以後にされる新規程第13条第1項の書面の提出について適用する。

附 則 (平28・11・22)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 開示を求められた事務局文書の一部又は全部を開示しない旨の通知であつて、この規程の施行前に発せられたものについての苦情の申出については、なお従前の例による。

附 則 (平29・5・25)

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (令5・3・29)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。